

答 申 書

令和8年5月29日

美里町情報公開・個人情報保護審査会

答 申

第1 審査会の結論

美里町長（以下「実施機関」という。）が令和8年1月5日付け美総第950号で行った令和6年度及び令和7年度の顧問弁護士料の予算の詳細な附属資料に係る文書を不開示とする決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和7年12月15日、実施機関に対し、美里町情報公開条例（平成24年美里町条例第29号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、「令和6年度及び令和7年度の顧問弁護士料の予算の詳細な附属資料」に係る行政文書の開示を請求（以下「本件開示請求」という。）した。
- 2 実施機関は、本件開示請求に係る対象文書として、「歳出予算要求書（令和6年度）のうち総務一般経費のうち顧問弁護士委託料に係る部分」及び「歳出予算要求書（令和7年度）のうち総務一般経費のうち顧問弁護士委託料に係る部分」（以下「本件文書」という。）を特定した。
- 3 実施機関は、令和8年1月5日、本件文書を不開示とする行政文書不開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付け美総第950号で審査請求人に通知した。
- 4 審査請求人は、令和8年2月3日、実施機関に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。
- 5 実施機関は、令和8年4月23日付けで弁明書を作成し、同月24日、審査請求人に送付した。
- 6 審査請求人は、令和8年5月7日、実施機関に対して反論書を提出した。

第3 審査請求人の主張の要旨

- 1 審査請求の趣旨
本件処分の取消しを求める。
- 2 審査請求の理由
条例第6条第6号に該当し、「意思決定に支障が出る」ことを理由に不開示の処分を行ったとしているが、このことは、条例第1条及び第3条の規定に違反しており、違法である。
- 3 実施機関の弁明書に対する反論

（1）弁明書の4弁明の理由（1）について

当該協議資料は、予算を積算する上での単価、数量等が詳細に記載されるものであるが、予算成立後の段階における積算どおりの執行を義務付けるものではなく、公開することにより、町民等に対し、当該協議資料に記載されたとおりの発注等がされるものとする誤解や混乱を招くおそれがあるものである。このことが当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると判断した、とあるが、

。

。

。

(2) 弁明書の4弁明の理由(2)について

条例第6条第6号は、「町又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる町及び国等の内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあるもの」とされている。開示請求の対象とした文書は、厚生労働省が作成した「[REDACTED]」と総務省自治行政局公務員部が作成した「[REDACTED]」である。

[REDACTED]は、これらの資料を活用すれば完成するものであり、条例第6条第6号に規定する支障になるとは考えられない。この資料に基づいて作成した文書を公開したところでどのような支障が出るのか、これを示さない限り当該条項を適用させるのは無理がある。

4 審査会における陳述の内容

自治体行政において、公平性と透明性は重要であり、個人の権利を侵害することについては、その内容について説明するのが当たり前であって、それなくして自治体の公平性は保てない。自治体行政において公平性と透明性の確保は、住民の信頼を確保する上で不可欠な要素である。そのために情報公開制度があるのであり、[REDACTED][REDACTED]そののではないかと思う。個人の権利を侵害することについては、行政の意思決定過程や結果を、明らかにすることが、この情報公開に求められている趣旨である。

第4 実施機関の説明要旨

1 弁明書の趣旨

(1) 審査請求に係る開示決定等の対象となった行政文書について、美里町が保有している文書は、予算編成時の協議資料だけであり、これを除く文書は取得又は作成しておらず、保有していない。

当該協議資料は、予算編成に係る意思形成過程において行われる町の内部における検討、協議等に関する情報である。また、当該協議資料は、予算を積算する上での単価、数量等が詳細に記載されるものであるが、予算成立後の段階における積算どおりの執行を義務付けるものではなく、公開することにより、町民等に対し、当該協議資料に記載されたとおりの発注等がされるものとする誤解や混乱を招くおそれがあるものである。このことが当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれがあると判断した。

以上のことから、条例第6条第6号に該当し、不開示としたものである。

(2) 審査請求人は、「意思決定に支障が出る」ことを理由に不開示決定が行われたことは、条例第1条及び第3条の規定に違反しており、違法であると主張する。

条例第6条は、行政文書の原則としての開示義務を定めつつ、例外として各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合は開示しないこととしたものであり、本件は、単に「意思決定に支障が出る」ことだけでなく、条例第6条第6号の規定に該当するものとして不開示にしたものである。

(3) 審査請求人の主張には、令和7年5月26日付け美総第164号に対する意見等と判断されるものが多数あるが、それらは本件の違法性又は不当性を裏付けるものではない。

(4) 以上のことから、本件不開示決定は妥当であり、本件審査請求は棄却されるべきものである。

2 審査会における陳述の内容

(1) 本件文書を開示することにより生じる支障の具体的な内容

開示請求内容に関連して本町で保有している行政文書は、予算編成時の協議資料だけであるが、この協議資料は、予算編成に係る意思形成過程において行われる町の内部における検討、協議等に関する情報である。

当該協議資料は、一般に、予算を積算する上での単価、数量等が詳細に記載される性質のものであるが、予算成立後の段階において積算どおりの執行を義務付けるものではなく、公開することにより、町民等に対し、当該協議資料に記載されたとおりの発注等がされるものとする誤解や混乱を招くおそれがあるものである。このことが条例第6条第6号に規定する当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれと判断し、不開示としたものである。

(2) その他本件行政文書及び本件決定に関する事項

本件不開示決定は、「美里町情報公開条例の解釈及び運用基準」に基づくものである。運用基準における条例第6条第6号の解釈については、最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、公開することにより、町民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるものを、意思形成に支障が生ずるおそれがあるものとしていることから、この解釈に基づいて不開示決定としたものである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件文書について

本件文書は、令和6年度及び令和7年度の予算編成における顧問弁護士委託料に係る予算要求に関する資料であり、条例第6条第6号に該当するとして不開示とされたものである。

2 本件不開示文書の条例第6条第6号該当性について

(1) 条例第6条第6号の解釈について

条例第6条第6号に規定する「意思形成に支障が生ずるおそれがあるもの」とは、最終的な意思決定までの一段階にある情報であって、公開することにより、町民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くおそれがあるもの等が該当するものと考えられる。町の最終的な意思は、機関内部での調査、研究、企画、調整、検討又は関係機関との審議、協議等を繰り返しながら形成されるのが一般的であり、このような最終的な意思決定に至る過程における情報の中には、公開することにより、町民に無用の誤解を与え、又は無用の混乱を招くことがあり、また、機関内部の会議等における自由な意見交換、情報交換が阻害されるものがあるからである。

実施機関は、本件不開示文書が条例第6条第6号に規定する情報（以下「意思形成過程情報」という。）に該当すると主張する一方、審査請求人は同号の適用は、条例第1条及び第3条に違反して違法であると主張していることから、この点について検討する。

(2) 条例第6条第6号の適用について

まず、条例第6条は、行政文書の原則としての開示義務を定めつつ、例外として各号に掲

げる情報のいずれかが記録されている場合は開示しないこととしたものである。当該条項を適用すること自体が条例第1条及び第3条に違反するものではなく、本件文書が意思形成過程情報に該当する場合は、不開示とすることが適当である。

(3) 意思形成過程情報の該当性について

本件文書は、令和6年度及び令和7年度の予算編成における顧問弁護士委託料に係る予算要求に関する資料であり、予算所管課である総務課が予算編成担当課に対し、各年度の当初予算において計上することを要求した際に用いられたものである。

本件文書は、予算編成時において用いられる協議資料の一部であり、当該協議資料には、予算編成段階において予算額を積算する上での単価、数量等が記載されるものであるが、これらは主に予算額が適正であるかを判断するための材料として用いられているものである。予算成立後の予算執行段階においては、配当された予算額の範囲内で必要な予算執行を行っている実情があり、当該予算執行は予算編成時の積算内容に必ずしも拘束されるものではない。

このように、本件文書をその一部とする予算資料に記載されている情報は、いずれも予算編成の各協議段階において用いられるものであり、予算成立後の執行を義務付けるものではない。これらの情報を開示すると、町民等に対し当該資料に記載されたとおりの発注等がされるのではないかといった、無用な誤解や混乱を招く可能性があり、意思形成に支障が生ずるおそれがある。

以上のことから、本件文書は、意思形成過程情報に該当する。

(4) 審査請求人が反論書において弁明書の4弁明の理由(2)に対し反論した事項について

審査請求人は弁明書に対する反論において[]に係る資料等について言及しているが、本件開示請求の対象文書は顧問弁護士料の予算の附属資料であり、当該反論は本件決定の違法性又は不当性を裏付けるものではない。

3 結論

以上のことから、実施機関が、本件文書を条例第6条第6号の意思形成過程情報に該当するとして不開示とした決定は妥当である。

4 付言

町政運営の透明性の一層の向上を図り、もって町の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の理解と批判の下にある公正で民主的な町政の推進に寄与するという条例の目的規定を考慮すると、予算の附属資料について開示請求があった場合には、本来一定程度開示がされて然るべきものである。

本件開示請求において、実施機関が特定した行政文書の不開示決定そのものは妥当であるが、今後予算の附属資料については、情報公開制度の趣旨にのっとり、公開できる情報と公開できない情報を分け、可能な限り公開することについて検討を求めるものである。

第6 審査会の結果

年月日	審査の経過
令和8年4月24日	町長から条例第17条第1項の規定による諮問を受けた。
令和8年4月27日 (令和8年度第1回審査会)	事案の審議を行った。
令和8年5月19日 (令和8年度第2回審査会)	審査請求人から口頭による意見陳述を受けた。 実施機関（総務課）から事情を聴取した。 事案の審議を行った。
令和8年5月27日 (令和8年度第3回審査会)	事案の審議を行った。